

第11回こども家庭審議会 科学技術部会 令和7年5月14日	参考資料 2-1
-------------------------------------	-------------

令和7年度こども家庭科学研究 事業実施方針

こども家庭審議会
科学技術部会

令和6年5月22日

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
主管部局・課室名	こども家庭庁成育局母子保健課
庁内関係部局・課室名	成育局成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課

当初予算額（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	318,545	371,000	371,000

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長、及びWell-beingの向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

【事業目標】

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

【研究の Scope】

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

<こどもの健やかな成長や発達につながる科学的研究>

健康診査、栄養、多様性に関する事項（低出生体重児、多胎児、外国人、障害児等）、保育、こどもの障害、CDR（Child Death Review）、虐待等、こどもの健やかな成長や発達につながる科学的研究を実施する。

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につながる科学的研究>

不妊症・不育症、プレコンセプションケア*、妊娠、出生前検査、母子感染、出産、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につながる科学的研究を実施する。

※男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うように促すこと。

<こども施策の総合的な推進につながる科学的研究>

こども施策のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体支援等のこども施策の横断的な推進につながる科学的研究を実施する。

【期待されるアウトプット】

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

<こどもの健やかな成長や発達につながる科学研究>

- ・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
- ・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につながる科学研究>

- ・妊産婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
- ・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

<こども施策の総合的な推進につながる科学研究>

- ・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアルおよび支援ツールの作成
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

【期待されるアウトカム】

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

(2) これまでの研究成果の概要、及び政策等への活用又は実用化に向けた取組

【課題名】成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究（令和5年度終了）

【概要】「成育医療等基本方針」に基づいて、成育医療等の施策の実施状況等を客観的に検討・評価するための指標や目標値の検討、指標の評価システムの開発と、評価システムを用いた指標及び実施状況のモニタリングを行った。

【成果の活用】成育医療等基本方針の改訂に際して、成育協議会等における議論のために活用されるとともに、成育医療等基本方針に基づく評価指標の設定に活用された。そして令和5年3月31日に通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」が発出され、令和5年度には、当該評価指標を踏まえつつ、自治体において成育医療等基本方針に基づく計画の策定が進められた。

【課題名】身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究（令和5年度終了）

【概要】こども家庭科学研究の3研究班合同で乳幼児健康診査の更なる標準化について検討し、1か月児健康診査および5歳児健康診査の間診票案および健康診査票案を含めた「乳幼児健診拡充に向けた提言」をとりまとめ、こども家庭審議会成育医療等分科会において参考人として資料を提出した。また、令和5年度予算において補助事業として創設された5歳児健康診査の実施に当たり参考となる「5歳児健康診査マニュアル」を作成した。

【成果の活用】市区町村における5歳児健康診査の実施に向けた体制整備や医師の診察に、5歳児健康診査マニュアルを活用いただく。

【課題名】乳幼児の発育・発達、栄養状態の簡易な評価手法の検討に関する研究（令和5年度終了）

【概要】乳幼児身体発育調査について、自治体の負担軽減を図りつつ、十分な精度を確保して実施するため、調査人数、標本抽出方法及び調査票内容等を検討するとともに、計測方法の標準化に向けた動画等を作成した。

【成果の活用】得られた知見を踏まえ、乳幼児身体発育調査が実施された。

2 令和7年度に推進する研究課題

(1) 継続研究課題のうち優先的に推進する研究課題（増額要求等する課題）の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究

【概要】成育医療等基本方針において、「乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点(身体的・精神的・社会的な観点)から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。」こととされており、身体的・精神的・社会

的な観点からの健康課題の抽出及び課題への対応策の検討を行う。

【成果の活用】乳幼児期、学童期及び思春期における保健施策に向けた健康課題の抽出及び課題に対する検討、特に、乳幼児健診の充実に資するエビデンスの収集・評価・提言を踏まえて、乳幼児、学童及び思春期の保健施策に活用する。

【課題名】先天性代謝異常等検査の体制整備のための研究

【概要】わが国の先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）は20疾患が対象となっているが、近年、関係学会等から対象疾患群の追加の必要性を指摘されている。新たな検査法や疾患群の追加するために、疾患の選定基準に加えて、検査や診療の体制や精度管理、遺伝カウンセリングの必要性等の倫理的・社会的課題への対応等に関する調査研究をさらに推進する必要がある。

【成果の活用】追加の必要性が指摘されている対象疾患群に係る検査体制、診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等のサポート体制等の地域における整備状況の把握や費用対効果の評価、倫理的課題の検討のために活用される。

【課題名】科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究

【概要】産後の身体的ケアや心理的ケア等に関する文献レビューや市町村へのヒアリング等を踏まえ、科学的根拠に基づく産後ケアに関するプログラムやリーフレットを作成する。

【成果の活用】産後ケアを実施する市町村で参考にさせていただき、産後ケアの標準化や質の担保に向け、活用する。

【課題名】母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

【概要】母子保健情報の発生から利活用までのプロセスや、医療機関のカルテ等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、データ規格の標準化の推進等、母子保健情報のデジタル化の推進にあたってのさまざまな課題の把握とその解決策の検討を行う。特に、母子保健情報を電子化することによる自治体業務の効率化や情報の利活用等の促進を阻害する要因の解明とその対応策の検討を早急に実施する必要がある。

【成果の活用】本研究の成果を用いて、母子保健情報のデジタル化に向け、医療機関や自治体等における各プロセスの課題への対応策を検討する。

（2）新規研究課題として優先的に推進する研究課題の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】保育所等における感染症対策の推進のための研究

【概要】乳幼児期の感染症及び保育所等の集団保育を行う施設における感染拡大防止対策に関する近年の科学的知見のレビュー等を行い、保育所等における感染症対策の現状と課題の把握を踏まえ、「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しに向けた

具体的な提案を行う。

【成果の活用】こどもの健康管理と集団生活の場における感染拡大防止、また保育所の実情に即した対応の充実・促進のための取組に活用する。

【課題名】知的障害・発達障害児の強度行動障害の予防や出現時の早期対応の支援の促進に関する研究

【概要】知的障害・発達障害児の強度行動障害の発現を未然に防ぐことや、出現時に早期に対応することを目的とし、強度行動障害の状態を評価する指標の検証及び、発現早期に対応する手法の開発及び人材育成の方法の提案を行う。

【成果の活用】令和9年度障害福祉サービス等報酬改定における強度行動障害を有する児への支援の評価の見直しに活用する。

【課題名】母子を取り巻く環境の変化等を踏まえた授乳・離乳の支援に関する研究

【概要】国内における乳幼児の栄養・食生活に関する既存データの整理・再解析を行うとともに、諸外国における乳幼児の栄養・食生活に関する調査についての情報（適正な標本抽出等の調査手法を含む。）を収集し、乳幼児栄養調査の効率的な調査手法等の検討を行う。また、乳幼児栄養調査の実施後、調査結果の分析・検証等を行い、乳幼児の栄養・食生活の支援に資する提言を行う。

【成果の活用】乳幼児栄養調査の実施に向けた基礎資料及び乳幼児栄養調査計画の基礎資料とする。また、乳幼児の保健指導・栄養指導において得られた成果を活用する。

【課題名】こども家庭センター（母子保健機能）が母子保健事業を行う際に活用できる資材等を充実するための研究

【概要】令和6年4月より努力義務となった、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置後も、引き続き、母子保健事業を推進していくために、センターの母子保健機能で活用するための資材等を把握した上で、作成し、既存の資材の整理等と合わせ、提供する。

【成果の活用】センターの母子保健機能における母子保健事業において活用いただく。

II 参考

1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（骨太方針 2022）」（令和4年6月7日閣議決定）において、こども家庭庁を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていくこと、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進、流産・死産等を経験された方への支援、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の検討、児童虐待防止対策の更なる強化、医療的ケア児を含む障害児に対する支援等に取り組む

こととされている。

・「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実や事業の質の向上、NIPT等の出生前検査に係る適切な情報発信、産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進、性と健康の相談センター等によるプレコンセプションケアの推進、こども家庭センター等による子育て世帯への支援体制強化、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業の定着と充実、「健やか親子21」（基本方針に基づく国民運動）による普及啓発、成育医療等の施策に係る調査研究の推進等が記載されている。

・「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進することとされている。

2 他の研究事業（AMED 研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。